

大阪府吹田藤白台住宅 落札者決定基準に対する質問・回答

| No | 該当箇所 | | | | | 内 容 | 回 答 |
|----|------|----|---|-----|---|---|---|
| | 頁 | 大 | 中 | 小 | 他 | | |
| 1 | 1 | 第1 | 1 | | | 入札参加資格のある参加グループが3社以下の場合は、全てのグループが定性的事項審査の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。また、「P5参照」をありますが、これは「P3参照」ではないのでしょうか。 | 前段については、ご理解のとおりです。後段については、落札者決定基準を修正しました。 |
| 2 | 2 | 第2 | 2 | (2) | | 「道路境界から住棟まで5m以上の距離が確保されていること」とありますが、ごみ置場、立体駐車場などの附属棟は5m以上の距離を確保する必要はないと考えてもよろしいでしょうか。 | 建築基準法上、建築物と扱われるものについては、5m以上の距離を確保する必要があり、工作物と扱われるものについては、対象外です。ただし、機械式駐車場については、原則として、5m以上の距離を確保してください。どうしても距離の確保が困難な場合には、植栽により隣接地に十分配慮してください。 |
| 3 | 2 | 第2 | 2 | (2) | | 「入居者及び周辺地域の人達の利用にも配慮されていること」とありますが、例えば公道に面した配置とし、公道から団地内を通らず直接集会所に出入りできるなど、配置する上での具体的な条件があればお示しください。 | 配置する上での具体的な条件はありません。 |
| 4 | 2 | 第2 | 2 | (2) | | 「将来、戸数の100%の駐車が可能スペース」は、所定の必要面積を確保することができれば、緑地・プレイロット部分の一部を将来駐車可能スペースとしてもよろしいでしょうか。 | 緑地・プレイロットの必要面積を確保した上で、その一部を将来駐車可能スペースとすることは可能です。 |
| 5 | 4 | 第2 | 2 | (3) | ア | 府が設定した活用用地の対価について 算定根拠の用地の面積が6,300㎡となっておりますが、要求水準書（府営住宅整備・用地活用編）添付図1事業用地現況図の二期二工区北（活用用地）では5,503㎡となっております。6,300㎡と5,503㎡の違いは、どのようなところからくるのでしょうか。また、当該工区で将来吹田市に移管される市道藤白台21号線沿いの歩道3m分の敷地も活用用地に含まれるのでしょうか。 | 前段については、5,503㎡が記載ミスです。要求水準書を修正しました。後段については、ご理解のとおりです。 |